

社会福祉法人 将友会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人将友会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程で役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。
- 3 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費を指し、報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会等への出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは別表1により報酬を支払う。
- 3 理事及び評議員等が、指導監査等に出席した時は、別表1による報酬を支払う。

(監事の報酬等)

第4条 監事が、理事会及び評議員会に出席した時は、別表1による報酬を支払う。

- 2 監事が、法人及び施設・事業所への指導監査への立会い及び運営状況の指導若しくは監査の業務に従事したときは、別表1による報酬を支払う。

(評議員選任・解任委員会)

第5条 監事・事務局及び外部委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表1による報酬を支払う。

- 2 但し、法人職員が兼務する場合は、本規程は支給しない。

(苦情対応第三者委員の旅費)

第9条 第三者委員が、法人業務のため出張する場合は、日当を支給し費用を弁償する。日当は別表2に基づき、必要な費用を支給することが出来る。

- 2 費用弁償の額、並びにその支給方法については、役員旅費規程に定める。

(出張旅費等)

第10条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、日当を支給し費用を弁償

する。日当は別表2に基づき、必要な費用を支給することが出来る。

2 費用弁償の額、並びにその支給方法については、役員旅費規程に定める。

(支払いの方法)

第11条 役員及び評議員等に支払う出席報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

また出張日当は、旅費等の請求時にまとめて支給する。

2 出席報酬及び出張日当は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。但し、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(改正)

第12条 本規定の改正は、理事会及び評議員会の議決を経て行わなければならない。

別表1 (役員報酬)

名称	報酬	費用弁償
理事会出席報酬	日額 5,000円	同一町内については 支給しない
評議員会出席報酬	日額 5,000円	
評議員選任・解任委員会出席報酬	日額 5,000円	
指導監査等立会	日額 7,000円	

別表2 (日当)

名称	日当	
	4時間未満	4時間以上
理事出席	日額 3,000円	日額 5,000円
評議員出席	日額 3,000円	日額 5,000円
評議員選任・解任委員出席	日額 3,000円	日額 5,000円
苦情解決第三者委員出席	日額 3,000円	日額 5,000円

附 則

本規程は、平成29年4月1日から施行する。

一部改正 平成31年4月1日から施行する。